

令和6年度 第2回鳥取県地域自立支援協議会  
医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会 次第

日 時 令和7年2月14日（金）  
午後2時から午後4時まで  
場 所 オンライン会議（CiscoWebex）  
ホスト会場：県庁議会棟第14会議室

1 開会

2 議事

(1) 圏域ごとの現状報告（資料2）

- ・鳥取市
- ・東部4町
- ・中部
- ・西部

(2) 県からの事業報告

- ・医療的ケア児等支援センターの活動状況について（資料3）
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修、フォローアップ研修について（資料4）
- ・令和7年度医療的ケア児者に関わる県事業予算について（資料5）

3 その他

(1) 移行期医療について（資料6）

4 閉会

R6鳥取県地域自立支援協議会【医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会】（第2回）名簿

【委員】

|   | 氏名     | 所属・職   | 備考  |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 長谷川 麻野 | 鳥取市基幹相談支援センター相談支援専門員                         | 部会長 |
| 2 | 保木本 悠二 | 社会医療法人明和会医療福祉センター相談支援センター サマーハウス副主任ソーシャルワーカー |     |
| 3 | 椿 圭子   | 社会福祉法人あしーど 障害者生活支援センターすてっぷ(所長 相談支援専門員)       |     |
| 4 | 田村 浩樹  | 八頭町福祉事務所 主任                                  |     |
| 5 | 黒田 昌典  | 倉吉市福祉課係長                                     |     |
| 6 | 橋本 剛   | 米子市障がい者支援課担当課長補佐                             |     |

【オブザーバー】

|    | 氏名     | 所属・職                             |    |
|----|--------|----------------------------------|----|
| 1  | 玉崎 章子  | 医療法人同愛会 博愛こども発達・在宅支援クリニック 院長     |    |
| 2  | 汐田 まどか | 鳥取県立総合療育センター 院長                  |    |
| 3  | 藤原 美江子 | 特定非営利活動法人このゆびとーまれ 理事長            |    |
| 4  | 谷川 英里  | 鳥取県立中部療育園 次長                     |    |
| 5  | 坂本 万理  | 医療法人同愛会 医療支援型グループホーム博愛 サービス管理責任者 | 欠席 |
| 6  | 宮脇 弘樹  | 鳥取県立鳥取養護学校 教頭                    | 欠席 |
| 7  | 浦富 祐子  | 保護者(鳥取県立皆生養護学校元PTA会長)            |    |
| 8  | 中村 瑞枝  | 鳥取市障がい福祉課 知的障害者福祉司               |    |
| 9  | 徳重 洋介  | 鳥取市障がい福祉課 主幹                     |    |
| 10 | 礪江 美香  | 障害者支援センターくらのよし 相談支援専門員           |    |

【事務局】

|   | 氏名    | 所属・職                        |    |
|---|-------|-----------------------------|----|
| 1 | 小谷 智子 | 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 課長       | 代理 |
| 2 | 中嶋 浩一 | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 課長補佐 |    |
| 3 | 松本 剛志 | 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 課長        |    |
| 4 | 岸田 直美 | 鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課 課長補佐      |    |

## 鳥取県地域自立支援協議会運営要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 障がい者及び障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の構築に関する事項
- (2) 圏域において生じている県全域又は広域にわたる課題に関する事項
- (3) 地域の社会資源の実情把握及び情報の共有並びに県全域にわたる社会資源の開発及び改善に関する事項
- (4) 圏域ごとの相談支援体制の状況の評価及びアドバイザーの活用等に関する事項
- (5) 相談支援従事者等の研修のあり方に関する事項
- (6) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進及び進行管理に関する事項
- (7) その他前各号に掲げる事項に関連する事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 障がい者又はその家族
- (5) 相談支援事業者
- (6) 圏域の地域自立支援協議会の関係者
- (7) 関係行政機関の職員

3 前条に定める協議する事項に関して、調査、研究等を行うため、委員の半数以上が必要であると認める場合は、専門部会を設置することができる。

## (委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (座長)

第5条 協議会に座長、副座長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、座長（座長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、座長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 第3条第3項の規定による専門部会に関して、必要があると認めるときは、委員以外の者であつて、専門性を要する事項に関して意見を述べる者、オブザーバーとして招聘することができる。

## (庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課において行う。

## 附 則

この要綱は、平成25年10月11日から適用する。

この要綱は、平成29年11月20日から適用する。

この要綱は、平成30年4月11日から適用する。

## 鳥取市（東部圏域）における状況報告

### 1 各圏域部会の開催状況

#### ●鳥取市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援ワーキング

日時：令和6年12月24日（火）

#### 1. 医療型短期入所の現状と課題の確認

鳥取県立中央病院:急性期病院なので24時間ヘルパー付き添いが必要。土日に1泊2日、1回に1人、ひと月に2人の利用で調整中。対応できるヘルパー事業所が1事業所で、ヘルパーが対応できるかどうかで判断。

鳥取医療センター:空床で受け入れ。ヘルパー付き添いはなし。土日の希望が多く、平日利用は空いている。

→県ホームページの短期入所情報が数年前のまま。定期的に更新してほしい。(市内事業所は今回聞き取り済)

→動ける医療的ケア児者は対応難しいと短期入所利用を断られる。ヘルパーの対応次第でいいのか。

→ヘルパー事業所は圧倒的な人材不足。通常業務に加えてのイレギュラーな動きは人材確保が難しい。

→土日のみ・1泊2日の利用ではレスパイトになりにくい。平日利用は児童の通学方法の確保難しい。

#### 2. 「災害時にも使える対応ノート」の啓発について検討（「2 災害時の対応について」に記載）

#### 3. 会議の報告と課題の確認

##### ア)鳥取市地域共生推進会議

医療的ケア児者の避難についての検討プロジェクトチーム立ち上げ（「2 災害時の対応について」に記載）

イ)鳥取県災害時の医療的ケア児への対応に係る関係者打合せ「県東部圏域医療的ケア児個別避難計画策定推進プロジェクト」

避難行動要支援者支援制度がなかなか進まない。医師から小児慢性特定疾病児童3名に声をかけ、うち2名の個別避難計画の作成に市こども未来課・市こども家庭センターが協力。福祉避難所の立地状況も確認。

→鳥取医療センター(医療機関かつ福祉サービス事業所)や鳥取養護学校にも、直接避難の福祉避難所としての受入を相談していきたい。地域からの受け入れも想定すると、どのように協力体制をとっていくかも課題。

#### 4. 支援制度について報告と課題の確認

・鳥取市医療的ケア児等送迎支援事業

・鳥取市入院時付添依頼助成事業(鳥取県障がい児者在宅生活支援事業)

→制度の周知方法が検討必要。チラシを病院や市の窓口などに置き、相談支援専門員にも再度制度周知する。

#### 5. 医療的ケア児の卒業後の生活

生活介護や就労事業所を希望した際、利用できるか。

→医療的ケアが必要な方は特に受け入れ先が少ない。鳥取市地域自立支援協議会でもワーキングを立ち上げて協議中。人材不足やスペース確保等の課題がでている。放課後等デイサービス事業所が、そのまま生活介護事業所にスライドできると安心だが、なかなか事業所が新規で立ち上がらない現状。

### 2 災害時の対応について

#### ○モデルケースの検証状況

・モデルケースについては進捗なし

#### ○圏域における取組について

1. 「災害時にも使える対応ノート」の啓発について（12/24 医療的ケア児等支援ワーキングで協議）

→病院は退院時に紹介しているが、どの時点で医療者も協力が良いか。保護者だけで作成は難しい。チームで作成する必要あり。主治医からの提案があって病院の協力で保護者が作成したケースあり

→行政の窓口で手帳などの更新時に案内はどうか

→鳥取養護学校の行事で、案内の機会を検討可能

※R7年2月鳥取養護学校参観日にて案内（災害時にも使える対応ノート縮小版様式と、ネット検索についての情報文書を配布）

## 2. 鳥取市役所内 医療的ケア児者の避難についての検討プロジェクトチーム立ち上げ

日時：令和7年1月21日（火）

内容：自宅から福祉避難所への直接避難を検討

- ・一時避難所に避難してからではなく、直接福祉避難所への避難が必要
- ・実態の把握が必要（対象者の人数、直接避難になる条件、避難生活の期間、避難受入の優先順位、発電機利用、避難スペース等）
- ・条件として地震でも大水でも避難所として開設できる公示が必要だが、政令の条件を満たせない避難所がほとんど（鳥取市が協定している福祉避難所は44カ所）。大水対策として、福祉避難所の拠点を千代川以西と以東に設置必要か
- ・特別支援学校を福祉避難所に指定する取り組み（文部科学省が推進）

## 東部 4 町における状況報告

## 1 各圏域部会の開催状況

東部 4 町合同での部会の開催はなし。必要に応じて開催を検討する。

## ・各町の状況

岩美町：令和 5 年度は未開催。議題が生じた際に随時開催。対象児童数は 2 名。

若桜町：対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

智頭町：対象者不在のため常設の部会無し。対象者や議題が生じた際に開催予定。

八頭町：年に数回、教育委員会・委託相談支援事業所・学校とで協議を実施。

対象児童数は 4 名。

|                 |  |             |     |
|-----------------|--|-------------|-----|
| 市町村名            | 岩美町  | 把握している医ケア児童 | 2 名 |
| 課題              | 災害時の医療的ケア児に対する支援について   |             |     |
| 令和 5 年度<br>取組内容 | 前年度までの取組みを継続し、災害時の医療的ケア児に対する支援について対応を検討。対象者の保護者から現状や課題を聞き取りながら、特に関係者間での支援に関する情報の共有方法等について検討を行った。 |             |     |
| 令和 6 年度<br>取組報告 | 前年度までの取組みを継続し、支援方法・支援内容等についてさらに深めていくとともに、ほかの対象者の対応についても併せて検討を行う。                                 |             |     |

|                 |   |             |     |
|-----------------|---|-------------|-----|
| 市町村名            | 八頭町   | 把握している医ケア児童 | 4 名 |
| 課題              | 児童の学校送迎について   |             |     |
| 令和 5 年度<br>取組内容 | 特別支援学校に在籍し、スクールバスや公共交通機関等を利用した通学が困難な児童生徒に対し、通学に係る送迎支援を行っている。年に 1、2 回程度、事業の現状と課題を協議し、情報共有を行う会を教育委員会、委託事業所、学校とで実施している。令和 5 年度は令和 5 年 5 月 18 日、12 月 19 日、令和 6 年 3 月 19 日に実施し、利用児童の近況共有・課題について協議。送迎支援については利用者や学校等から高評価を得ている事業だが、車両・看護師などの確保が継続課題となっている。 |             |     |
| 令和 6 年度<br>取組報告 | <p>&lt;関係者会議の開催について&gt;</p> <p>教育委員会、委託事業所、学校が参加し、令和 6 年 5 月 2 日、令和 6 年 12 月 18 日に実施。通学支援の現状と課題を共有した。令和 7 年 2 月には利用者の保護者を対象に個別懇談会を実施し、今年度の振り返りと令和 7 年度に向けての要望の聞き取りを行う予定。</p> <p>&lt;課題について&gt;</p> <p>事業継続のための人材確保が継続課題となっているが、今年度 9 月から</p>        |             |     |

|  |   |
|--|---|
|  | 町が雇用している准看護師の有資格者が週 2 日の同乗を開始しており、事業継続に努めている。 |
|--|---|

## 2 災害時における医療的ケア児等の対応について

### ○災害時モデルケースの検証状況（岩美町）

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>モデル<br/>ケース 1</p> | <p>(モデルケースの概要)<br/>掲載省略</p> <p><b>【検証状況】</b></p> <p>○災害時対応ノートの作成(項目の記入等)に当たっては、特に課題等なし。</p> <p>○作成したノートを踏まえ、作成にあたり想定した災害への対応について次の課題が考えられる。</p> <p><b>◆電源の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用バッテリーにより、半日程度は機器を使用可能。その後は車に装備している 100V コンセントから電源をとることができるが、発電量が限られているため、十分な機器の使用には不安がある。</li> </ul> <p><b>◆自宅に留まる判断</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所が開設されており、また、今後災害の状況がどうなっていくか分からないため、自宅に留まる判断をするタイミングが難しい。</li> </ul> <p>○なお、避難が必要になった場合は次の課題が考えられる。</p> <p><b>◆移動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難する場合、必要な機器等がかなりの量になるため、車で移動する場合も一度では積み切れないと思われるほか、協力者を要すると思われる。</li> </ul> <p><b>◆避難所での生活</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の作動音などが他の避難者の迷惑とならないか心配。</li> </ul> <p><b>◆病院の受入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父親が仕事により家に居ない場合が多い。その場合、避難する際は母親が医療的ケア児本人だけでなく子全員を一緒に連れて行かなければならない。しかし、かかりつけの病院からは「病院に避難してもらうことは可能だが、本人と保護者のみしか受け入れられない」と言われている。</li> </ul> <p>○災害時対応ノートの共有について、個人情報の取り扱いに注意を要することから、共有方法や共有範囲等について課題を整理し、対応を検討する必要がある。現在、対象者の保護者の意見を聞き取りながら検討を行っている。具体的な共有には至っていない。</p> |
|----------------------|---|

## 鳥取県中部圏域における状況報告

1 各圏域部会の開催状況

中部圏域障がい者地域自立支援協議会（医療的ケアの必要な障がい児者支援部会）

&lt;実績&gt;

## 令和6年度第1回

日時：令和6年7月1日（月）

内容：①中部圏域における医療型ショートステイの利用について

・前年度継続協議事項の共有。

## ②災害時における電源確保について

・医ケア児者によって必要な医療、物品が異なるため、各市町で実態把握を行うこととした。

## 令和6年度第2回

日時：令和6年10月21日（月）

内容：①第1回の②に対して、自宅待機の場合また避難所における非常用電源の確保や設置状況について

・各市町の医ケア児者数、公共施設の非常用電源設置状況、個別避難計画の進捗状況についてアンケートを実施し、結果を共有。

・医ケア児者が必要な機器を、市販の非常用電源で使用するについては、メーカー推奨していないが使用可能であること、予備バッテリーが付属している場合が多いことを確認。

・一部の町で日生具として呼吸器バッテリーを対象品目としている。

## ②個別避難計画の進捗状況について

・個別避難計画（または災害時対応ノート）作成時は計画相談員にも協力を依頼することを確認。

## 令和6年度第3回

2月25日（火）開催予定。

2 災害時の対応について

○圏域における取組について

## ①災害時対応ノートの周知、活用（第1回時点と変更なし）

・ケースによって必要な医療、物品が異なるため、各市町で医療的ケアが必要なケースの実態把握を行い、個別に対応する。

・圏域協議会相談支援部会において、相談支援事業所に対するノート作成等の協力を依頼する（令和6年5月依頼済）。

3 その他

特になし



## 西部圏域における状況報告

### 1 各圏域部会の開催状況

第1回 日時：令和6年8月28日（水）13：30-15：00

内容：「地域課題の把握、整理」

- ・様々な分野で議論すべきテーマはあるが、焦点を絞るために整理が必要。  
（ノートの周知、県補助制度の理解、児→者移行の選択肢）
- テーマを整理したうえで、運営委員会（本会）へ意見提出
- ・コーディネーターの位置づけ
- ・「災害対策検討会（案）」について
- ・医ケア児者の災害対策検討会（案）の提案 ※詳細は以下に記載

第2回 日程調整中

### 2 災害時の対応について

#### ○モデルケースの検証状況

##### 【モデルケースの概要】

- ・ノート作成済ケース → 進展なし
- ・新規作成ケース → 新規作成に向けて対象ケースを検討中

##### 【検証結果】

上記の理由により、検証は行えていない。

- ・新規作成者の選定について

#### ○圏域における取組について

- ・西部自立支援協議会各部会への情報周知の取組み  
医ケア児者の実態周知の必要性  
受入れが難しい場合の原因について
- ・医ケア児者の災害対策検討会（案）  
西部地域における医ケア児の災害対応、個別避難計画の作成促進のため
  - ①防災アトラクション（再現ドラマ視聴、内容検討）  
医ケア児者が意識を共有
  - ②福祉避難所開設・運営シミュレーション（机上訓練）  
実際の避難を想定し、避難所開設や運営マニュアルの実行性の検証

### 3 その他

## 鳥取県医療的ケア児等支援センターの活動状況について（報告）

令和7年2月14日

子ども発達支援課

## 1 鳥取県医療的ケア児等支援センターの概要

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。これに伴い、鳥取県では令和4年6月22日に鳥取県医療的ケア児等支援センター（以下「センター」という。）を開設しました。

総合窓口（西部）に加え、東部・中部の各圏域に1カ所ずつ相談窓口を設置し、身近な場所で相談ができる体制をとっています。各窓口には医療的ケア児支援マネージャーを配置し、医療的ケア児とご家族や地域の関係機関の様々な相談に応じ、情報提供や助言等を行っています。

## 2 令和6年度の活動状況（R6.4.1～R7.1.31）

## (1) 相談支援、関係機関との連携・調整

センターに寄せられた相談に対しては、医療的ケア児支援マネージャーによる助言等の支援を行うほか、必要に応じて医療や福祉、行政等の関係機関に繋ぐ等、医療的ケア児等の相談支援の中核機関として支援を行っています。

## ○相談内容別相談件数（延べ）

| 相談者<br>圏域 | 保護者 |   |   | 園関係 |   |   | 教育関係 |   |    | 医療関係 |   |   | 行政関係 |   |   | 福祉関係 |    |    | その他 |   |   | 計   | 圏域小計 |    |    |
|-----------|-----|---|---|-----|---|---|------|---|----|------|---|---|------|---|---|------|----|----|-----|---|---|-----|------|----|----|
|           | 東   | 中 | 西 | 東   | 中 | 西 | 東    | 中 | 西  | 東    | 中 | 西 | 東    | 中 | 西 | 東    | 中  | 西  | 東   | 中 | 西 |     | 東    | 中  | 西  |
| 生活        | 2   | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 | 0    | 0 | 0  | 1    | 1 | 0 | 1    | 0 | 0 | 6    | 1  | 1  | 0   | 0 | 0 | 13  | 10   | 2  | 1  |
| 就園や就学     | 9   | 4 | 1 | 2   | 0 | 0 | 0    | 0 | 0  | 1    | 0 | 0 | 5    | 0 | 0 | 2    | 2  | 0  | 0   | 0 | 0 | 26  | 19   | 6  | 1  |
| 園・学校での支援  | 0   | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 | 0    | 0 | 2  | 0    | 0 | 0 | 0    | 0 | 0 | 1    | 2  | 1  | 0   | 0 | 0 | 6   | 1    | 2  | 3  |
| 事業所等での支援  | 0   | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 | 0    | 0 | 0  | 0    | 0 | 0 | 0    | 0 | 0 | 0    | 0  | 0  | 0   | 0 | 0 | 0   | 0    | 0  | 0  |
| 制度や手続き    | 1   | 0 | 1 | 0   | 0 | 0 | 0    | 0 | 0  | 0    | 5 | 0 | 1    | 4 | 0 | 4    | 1  | 3  | 0   | 2 | 1 | 23  | 6    | 12 | 5  |
| 医療        | 2   | 0 | 1 | 0   | 0 | 0 | 0    | 4 | 0  | 0    | 0 | 0 | 0    | 0 | 1 | 1    | 2  | 0  | 0   | 0 | 0 | 11  | 3    | 6  | 2  |
| 受入れ体制整備   | 0   | 0 | 2 | 2   | 0 | 2 | 0    | 0 | 5  | 0    | 1 | 0 | 0    | 0 | 5 | 0    | 2  | 4  | 0   | 0 | 0 | 23  | 2    | 3  | 18 |
| 研修希望      | 0   | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 | 0    | 0 | 2  | 0    | 0 | 0 | 0    | 0 | 1 | 0    | 0  | 0  | 0   | 0 | 0 | 3   | 0    | 0  | 3  |
| その他       | 0   | 0 | 0 | 0   | 0 | 0 | 0    | 0 | 1  | 0    | 1 | 0 | 0    | 1 | 2 | 1    | 2  | 1  | 1   | 0 | 2 | 12  | 2    | 4  | 6  |
| 合計        | 14  | 4 | 5 | 4   | 0 | 2 | 0    | 4 | 10 | 2    | 8 | 0 | 7    | 5 | 9 | 15   | 12 | 10 | 1   | 2 | 3 | 117 | 43   | 35 | 39 |

※1回に複数の相談もある。

## (2) 人材育成

保育所や学校等における医療的ケア児等の受入れ環境整備においては、職員への研修や、各圏域に配置する後方支援看護師と連携し、保育所等に配置される看護師の支援を行う等、人材育成や地域の支援体制づくりのサポートも行っています。

また、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する人材の育成も行っています。

医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者数： 185人（令和6年度までの累計）

## (3) 保護者間の交流、情報発信等

保護者間のコミュニケーションや情報交換の機会を設けたり、医療的ケア児等及び関係機関に必要な情報の発信も行っています。

○令和6年9月 保護者交流会～ピアサポートを体験してみよう～

ご家族の中にピアサポートの希望の声があることから、交流会を開催し、ピアサポートを体験しました。

○令和6年10月及び令和7年1月 デジリハ体験会

センサー等のデジタル技術を活用し、リハビリを行う者の手足の動きや眼球の動きに合わせて画像が動くなど、リハビリに必要な動きを見える化することで楽しく主体的にリハビリに取り組むことが期待できるデジタルリハビリテーションツールを、医療的ケア児や保護者、支援者等が体験する会を開催しました。

○令和6年7月 東部相談窓口交流会

東部地区の事業所や訪問看護ステーションなどとの情報共有やネットワークづくりを行う会を開催しました。

## 令和6年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修 結果概要

## 1 令和6年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーター養成研修

## (1) 研修概要

※事前学習（動画視聴）＋集合研修

|      | 日程                    | 時間         | 概要                    |
|------|-----------------------|------------|-----------------------|
| 事前学習 | 令和6年9月12日（木）～10月1日（火） | —          | 動画視聴・確認テスト            |
| 1日目  | 令和6年10月4日（金）          | 9:30～17:00 | 講義、地域資源体制整備に係るグループワーク |
| 2日目  | 令和6年10月5日（土）          | 9:30～17:20 | 講義、計画作成のポイント講義        |
| 3日目  | 令和6年11月15日（金）         | 9:30～17:30 | 障がい児支援利用計画作成を通じた演習    |
| 4日目  | 令和6年11月16日（土）         | 9:30～17:30 | 演習、模擬担当者会議、意見交換、振り返り  |

## (2) 医療的ケア児等コーディネーターの修了者数、職種及び圏域の内訳

ア 修了者数 25名

イ 職種及び圏域の内訳

| 職種      | 東部               | 中部                | 西部                                   | 職種合計 |
|---------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------|
| 相談支援専門員 | 3                | 1                 | 1                                    | 5    |
| 看護師     | 4                | 2                 | 3                                    | 9    |
| 保健師     | 2                |                   | 4                                    | 6    |
| 理学療法士   | 1                |                   | 1                                    | 2    |
| 社会福祉士   |                  | 1                 |                                      | 1    |
| 児童指導員   |                  | 1                 | 1                                    | 2    |
| 圏域合計    | 10               | 5                 | 10                                   | 25   |
| 市町村内訳   | 鳥取市 9名<br>八頭町 1名 | 倉吉市 4名<br>湯梨浜町 1名 | 米子市 7名<br>大山町 1名<br>南部町 1名<br>日南町 1名 |      |

※（参考）H30～R6 累積

| 職種          | 東部  | 中部   | 西部   | 職種合計 |
|-------------|---|--|--|------|
| 相談支援専門員     | 31  | 11   | 26   | 68   |
| 看護師         | 31  | 16   | 20   | 67   |
| 保健師         | 7   | 9  | 10   | 26   |
| MSW         | 0   | 1  | 0  | 1    |
| 保育士         | 1   | 0  | 1  | 2    |
| 理学療法士       | 2   | 0  | 2  | 4    |
| 作業療法士       | 2   | 1  | 0  | 3    |
| 社会福祉士       | 1   | 3  | 0  | 4    |
| サービス管理責任者   | 0   | 0  | 1  | 1    |
| 児童発達支援管理責任者 | 1   | 0  | 2  | 3    |
| 介護員         | 0   | 1  | 0  | 1    |
| 児童指導員       | 1   | 1  | 1  | 3    |
| 心理士         | 1   | 0  | 0  | 1    |
| 事務職         | 0   | 0  | 1  | 1    |
| 圏域合計        | 78  | 43   | 64   | 185  |
| 市町村内訳       | 鳥取市 68名<br>岩美町 4名<br>若桜町 1名<br>智頭町 1名<br>八頭町 4名 | 倉吉市 31名<br>湯梨浜町 5名<br>琴浦町 1名<br>北栄町 5名<br>三朝町 1名 | 米子市 48名<br>境港市 8名<br>日吉津村 1名<br>大山町 2名<br>江府町 3名<br>南部町 1名<br>日南町 1名 |      |

(未配置市町村・・・伯耆町、日野町)

(3) カリキュラム

| 研修日            | 科目・項目             | 内容  | 時間(分) |
|----------------|-------------------|---|-------|
| 事前学習<br>(配信視聴) | 医療                | 障害のある子どもの成長と発達の特徴   | 30    |
|                |                   | 疾患の特徴・生理  | 60    |
|                |                   | 日常生活における支援  | 30    |
|                |                   | 口腔ケア  | 30    |
|                |                   | 緊急時の対応、災害対策   | 30    |
|                |                   | 訪問看護の仕組み  | 15    |
|                |                   | 訪問診療の仕組み  | 15    |
|                |                   | 虐待が疑われたときの対応、地域の仕組み   | 20    |
| 合計             |                   |   | 230   |
| 1日目<br>(10/4)  | 総論                | ①地域におけるこどもの発達と支援<br>②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律   | 30    |
|                |                   | ①医療的ケア児等の地域生活を支えるために<br>②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割   | 70    |
|                | 医療・保健             | 母子保健  | 30    |
|                | 福祉・保育・教育・労働       | ①支援の基本的な枠組み ②福祉<br>～リアルタイムアンケート～「この事例にどんな制度が使えますか？」   | 30    |
|                |                   |   | 25    |
|                | 地域支援体制整備          | ①支援チーム作りと支援体制整備／支援チームを育てる<br>②支援体制整備事例<br>③医療、保健、福祉、教育、労働の連携<br>④地域の資源開拓・創出の方法（資源把握、市町村、都道府県との連携） | 120   |
| 福祉・保育・教育・労働    | 遊び・保育             | 20  |       |
|                | 教育・労働             | 40  |       |
| 合計             |                   |   | 365   |
| 2日目<br>(10/5)  | ライフステージにおける<br>支援 | NICUからの在宅移行支援   | 30    |
|                |                   | 児童期における支援   | 40    |
|                |                   | 学童期における支援   | 40    |
|                |                   | 成人期における支援   | 20    |
|                |                   | 移行期における支援   | 35    |
|                | 本人・家族の思いの理解       | 本人・家族の思い  | 30    |
|                |                   | きょうだいの思い  | 30    |
|                |                   | 意思決定支援  | 30    |
|                |                   | ニーズアセスメント   | 30    |
|                |                   | ニーズの把握事例  | 40    |
| 計画作成のポイント      | 演習に向けた計画作成のポイント   | 60  |       |
| 合計             |                   |   | 385   |
| 3日目<br>(11/15) | 演習                | 計画作成  | 390   |
| 合計             |                   |   | 390   |
| 4日目<br>(11/16) | 演習                | 計画作成  | 255   |
|                |                   | 模擬担当者会議   | 50    |
|                |                   | 意見交換・振り返り   | 85    |
| 合計             |                   |   | 390   |

2 令和6年度鳥取県医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

(1) 研修概要

日時：令和7年1月31日（金）及び2月1日（土） 13:00～15:30

内容：事例相談会（事例を通して自身の業務を振り返り、コーディネーターとしての今後の役割について考え、コーディネーター同士のつながりを作る。）

(2) 修了者数、職種及び圏域の内訳

ア 修了者数 10名

イ 職種及び圏域の内訳

| 職種      | 東部 | 中部 | 西部 | 職種合計 |
|---------|----|----|----|------|
| 相談支援専門員 |    | 1  | 3  | 4    |
| 看護師     | 3  |    | 1  | 4    |
| 児童指導員   |    | 1  |    | 1    |
| MSW     |    | 1  |    | 1    |
| 圏域合計    | 3  | 3  | 4  | 10   |

## 令和7年度 医療的ケア児者に関わる県の事業（案）

(単位：千円)

| 分野    | 番号 | 事業名                               | 概要   | 担当課      | R7予算額(案) | 財源    |         |     |
|-------|----|-----------------------------------|--|----------|----------|-------|---------|-----|
|       |    |                                   |  |          |          | 国     | 県       | その他 |
| 保健・福祉 | 1  | 医療的ケアが必要な子ども等の総合支援事業              | <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、「医療的ケア児支援センター」を設置して各種相談に応じるとともに、医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行うことにより、医療的ケア児等とその家族が、地域で安心して生活できる環境を整える。</p> <p>(1) 医療的ケア児等支援センター設置事業<br/>医療的ケア児に関する相談、関係機関との連携・調整、コーディネーター養成研修等人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。</p> <p>(2) 医療的ケア児等に係る人材確保事業<br/>重症心身障がい児及び医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所等の充実が求められる一方、県内事業所は支援に必要な看護師等の人材確保が難しい状況にあり、障がい福祉分野における人材確保が課題となっていることから、県内学生へのPR及び理解・啓発事業を展開することで、障がい福祉分野の人材確保を図る。</p> <p>(3) 医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業<br/>医療的ケア児等の支援について専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。</p> <p>(4) 医療的ケア児に係る訪問看護育成支援事業<br/>医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。<br/>補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回</p> <p>(5) NICUからの地域移行支援事業<br/>新生児集中治療室又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。</p> <p>(6) 医療的ケアを要する小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業<br/>医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。</p> <p>(7) 医療型ショートステイ支援事業<br/>医療的ケアが必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p> <p>(8) 医療的ケア児等の送迎支援事業<br/>医療的ケア児等の受診時等に移動のため使用する大型の福祉タクシー車両等が十分でないため、事業者に購入費用等を補助する。また、家族にとって大きな経済的負担となっている移動経費（タクシー代、付き添い看護師に係る経費）について助成する。</p> | 子ども発達支援課 | 68,128   | 一部1/2 | 1/2又は単県 | -   |
|       | 2  | 重い障がいのある子ども等の在宅生活支援事業             | <p>重い障がいのある子ども等の在宅生活の支援のため、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村への補助や、在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p> <p>(1) 障がい児者在宅生活支援事業<br/>①施設入所障がい児者等在宅生活支援事業<br/>障害者支援施設等に入所している障がい児等に対し、一時帰宅中の障害福祉サービス利用経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）<br/>②家庭外看護派遣支援事業<br/>日常的に医療行為が必要な障がい児者が、家庭外で4人以上集まり活動する場合の看護師等派遣経費を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）<br/>③エアーマットレスレンタル助成事業<br/>体位変換に常時助成を要する在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレス料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）<br/>④要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業<br/>要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、看護師等配置経費及び訪問看護利用経費を助成する。（県1/2、市町村1/2）<br/>⑤要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業<br/>要医療障がい児者を受け入れるために看護師等を配置した事業所に、医療機器の購入経費を補助する。（県1/2、市町村1/2）<br/>⑥重度障がい児者地域移行推進事業<br/>入所中等の医療的ケアを要する重度障がい児者を対象に、グループホーム等での生活体験を実施する事業所に必要な経費を補助する。（県1/2、市町村0～1/2、事業所0～1/2）<br/>⑦入院時付添い補助助成事業<br/>常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等が入院した際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を助成する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）<br/>⑧家庭内排痰補助装置助成事業<br/>常時又は随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のリース料を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）<br/>⑨身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業<br/>身体障害者手帳（聴覚機能障害）の交付対象とならないが、補聴器が必要な難聴児に対して、補聴器の購入費等を補助する。（県1/3、市町村1/3、本人1/3）</p> <p>(2) 地域療育支援事業<br/>在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。</p>   |          | 13,894   | -     | 単県      | -   |
|       | 3  | 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業           | <p>複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しており、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。</p>   |          | 3,000    | -     | 単県      | -   |
|       | 4  | 重度障がい児者支援事業                       | <p>重度障がい児者等がより地域で生活しやすくするため、通所による日中活動の場における支援や在宅支援の充実を図る障害福祉サービス事業所等運営法人に対して人件費等に対する助成を行うほか、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する。</p> <p>(1) 重度障がい児者日中支援事業（県1/2、市町村1/2）<br/>生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者等の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>(2) 「鳥取県型（要医療障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業（県1/2、市町村1/2）<br/>生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。</p> <p>(3) 在宅重度障がい児者等支援体制強化事業（県1/2、市町村1/2）<br/>訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって単価設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（運転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。</p> <p>(4) 医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業（県1/2、市町村1/2）<br/>指定基準上必要な人員に加え常時看護職員を1名以上配置し、医療的ケアを必要とする重度障がい者に医療的ケアを含む手厚い支援を提供するグループホームに対し、運営費を補助する。</p> <p>(5) たん吸引研修等受講奨励金交付事業<br/>たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。</p>  | 障がい福祉課   | 60,046   | -     | 単県      | -   |
|       | 5  | 鳥取県重度障がい児者及び強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業   | <p>生活介護事業所、グループホーム、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重症心身障がい児者及び強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備を行う社会福祉法人等に対して整備に必要な経費の助成を行う。<br/>（鳥取県社会福祉施設等施設整備事業の県負担額を上限とする）</p>  |          | 32,148   | -     | 単県      | -   |
|       | 6  | 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業            | <p>重度障がい者等の地域生活を支援するため、重度障がい者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、支援を行う（補助率：サービス事業費から国庫負担基準額を除いた市町村負担額の3/4※の額（国1/2、県1/4、市町村負担1/4） ※財政力指数に応じた減率あり）</p>  |          | 119,092  | 2/3   | 1/3     | -   |
|       | 7  | 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（特定の者対象）事業 | <p>特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成する研修を実施する。</p>  |          | 1,733    | -     | -       | 基金  |

| 分野    | 番号 | 事業名                       | 概要  | 担当課   | R7予算額(案)               | 財源      |                  |     |     |
|-------|----|---------------------------|---|---|------------------------|---------|------------------|-----|-----|
|       |    |                           |   |   |                        | 国       | 県                | その他 |     |
| 保健・福祉 | 8  | 難病等医療費助成事業                | 指定難病(341疾患)患者に対して医療費の一部を公費負担する。   | 健康政策課   | 1,010,202              | 1/2     | 1/2              | —   |     |
|       | 9  | 難病患者療養支援事業                | 難病患者に対する受入病院の確保を図ると共に、患者及びその家族等に対する相談支援や在宅療養支援を行う。<br>(1) 難病患者地域支援対策推進事業<br>難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。<br>(2) 在宅難病患者一時入院事業<br>常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行う病床を確保し、医療機関に受入れを委託する。<br>(3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業<br>人工呼吸器を使用する難病の患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。<br>(4) 指定難病患者の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」の発行を開始する。<br>【新】(5) 難病に係る県民への理解を広げるため、難病フォーラムを開催する。   |   | 22,900                 | 1/2     | 1/2              | —   |     |
|       | 10 | 難病相談・支援センター等設置委託          | 難病相談・支援センターを鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者・家族等からの相談を受け付けるとともに、研修会・サロンを開催し、患者団体に対する支援を行う。また、難病医療の提供体制の充実を図るため、鳥取県難病医療連絡協議会を鳥取大学医学部附属病院内に設置し、患者の療養先の確保、在宅患者の一時入院調整、在宅療養支援等を行う。   |   | 22,608                 | 1/2     | 1/2              | —   |     |
|       | 11 | 保育サービス多様化促進事業             | 各市町村が特別な支援が必要と認められた保育所等入所児童に対して、保育士等を配置する経費等を助成する市町村に補助を行う。<br>(1) 障がい児保育事業(県1/2、市町村1/2)<br>各市町村が特別な支援が必要と認められた保育認定を受けている子どもに対して保育士等を配置する場合に助成<br>(2) 医療的ケア児保育事業(国2/3、県1/6、市町村1/6)<br>各市町村が医療的ケア児のために看護職員等やその補助者を配置する場合等に助成   | 子育て王国課  | 180,482                | 2/3     | 1/6<br>又は<br>単県  | —   |     |
|       | 12 | 小児慢性特定疾病医療費助成事業           | 小児慢性特定疾病児童の医療費の一部を公費負担し、患者家族の負担軽減と治療研究の促進を図る。   | 家庭支援課   | 88,423                 | 1/2     | 1/2              | —   |     |
|       | 13 | 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業      | 市町村が行う特殊寝台等の日常生活用具18品目の給付に対して補助を行う。   |   | 512                    | 1/2     | 1/2<br>又は<br>1/4 | —   |     |
|       | 14 | 小児慢性特定疾病交通費助成事業           | 県内医療機関で対応できない小児慢性特定疾病の治療のため、小児慢性特定疾病児童が県外医療機関を受診するための交通費の一部を助成する。   |   | 1,000                  | —       | 単県               | —   |     |
|       | 15 | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業         | 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等(以下「慢性疾病児童等」という。)の自立及び成長支援について、慢性疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うとともに、地域の社会的資源を活用し、利用者の環境等にに応じた支援を行う。<br>(1) 小児慢性特定疾病児童等自立支援員の設置<br>(2) 相談支援事業<br>主な相談支援内容<br>・自立に向けた育成相談<br>・学校、企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供<br>・【新】ピアカウンセリング(保護者交流会)<br>(3) 療養生活支援事業<br>医療機関に委託し、医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業を実施。<br>(4) 相互交流支援事業<br>(5) 介護者支援事業<br>(6) その他の自立支援事業(学習支援)<br>(4)～(6)は一体的に実施。小児慢性特定疾病児童等に対して、学習面だけでなく、社会性を身につける支援の場として居場所を提供。<br>(7) 小児慢性特定疾病要支援者証明事業<br>小児慢性特定疾病にかかっている児童等の福祉・就労等の円滑な支援に資するため、小児慢性特定疾病にかかっている事実を証明する「登録者証」を発行する。 |   | 6,369                  | 1/2     | 1/2              | —   |     |
|       | 16 | 鳥取県小児慢性特定疾病児童等長期入院時付添支援事業 | 小児慢性特定疾患児童が連続して5日以上入院する場合に、保護者が5日以上宿泊して付き添いを行う際に要する費用の一部を助成する。  |   | 2,820                  | —       | 単県               | —   |     |
|       | 17 | 低出生体重児の相互支援促進に向けた啓発事業     | 低出生体重児(リトルベビー)とその家族について認識を高め、相互理解の促進を図るため、啓発イベントを実施する。また、啓発活動や通常の母子手帳では成長・発達を記録できない早産等による低体重出産児用の手帳(リトルベビーハンドブック)の周知啓発を行う。  |   | 1,816                  | —       | 単県               | —   |     |
|       | 教育 | 18                        | 特別支援学校教職員人件費  |   | 常勤看護師配置及び非常勤看護師の配置を行う。 | 教育人材開発課 | 人件費              | 1/3 | 2/3 |
|       |    | 19                        | 特別支援教育充実費(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒学習支援の充実)   | 特別支援学校において児童生徒等が安全かつ安心して学校生活を送ることができるような環境の整備を行う。<br>・鳥取県公立学校における医療的ケア体制整備検討分科会の開催<br>・学校看護師の保険加入   | 特別支援教育課                | 466     | —                | 単県  | —   |
|       |    | 20                        | 特別支援教育専門性向上事業(医療的ケア専門性向上事業)   | (1) 幼児児童生徒の教育を支える医療的ケアについて、基礎的な知識・理解や安全な手技の実施、呼吸や姿勢に関する日常的な支援事項等を研修し、充実した学校教育を実施できるようにする。<br>・学校における医療的ケア連絡協議会(教職員、看護師対象)<br>・学校における医療的ケア看護師研修会(看護師対象)<br>・重症心身障がい児の摂食・嚥下研修(教職員、看護師等対象)<br>・常勤看護師の県外研修派遣(1名)<br>・常勤看護師のWeb研修受講(2名)<br>(2) 多職種連携(看護師、教員、主治医等)体制及び各場面の助言、緊急時等の対応に係る研修など、学校における医療的ケア実施についての指導・助言を行うアドバイザーを派遣する。<br>・鳥取県学校における医療的ケアアドバイザー派遣事業 |                        | 1,736   | —                | 単県  | —   |

## 移行期医療について

令和7年2月14日  
子ども発達支援課

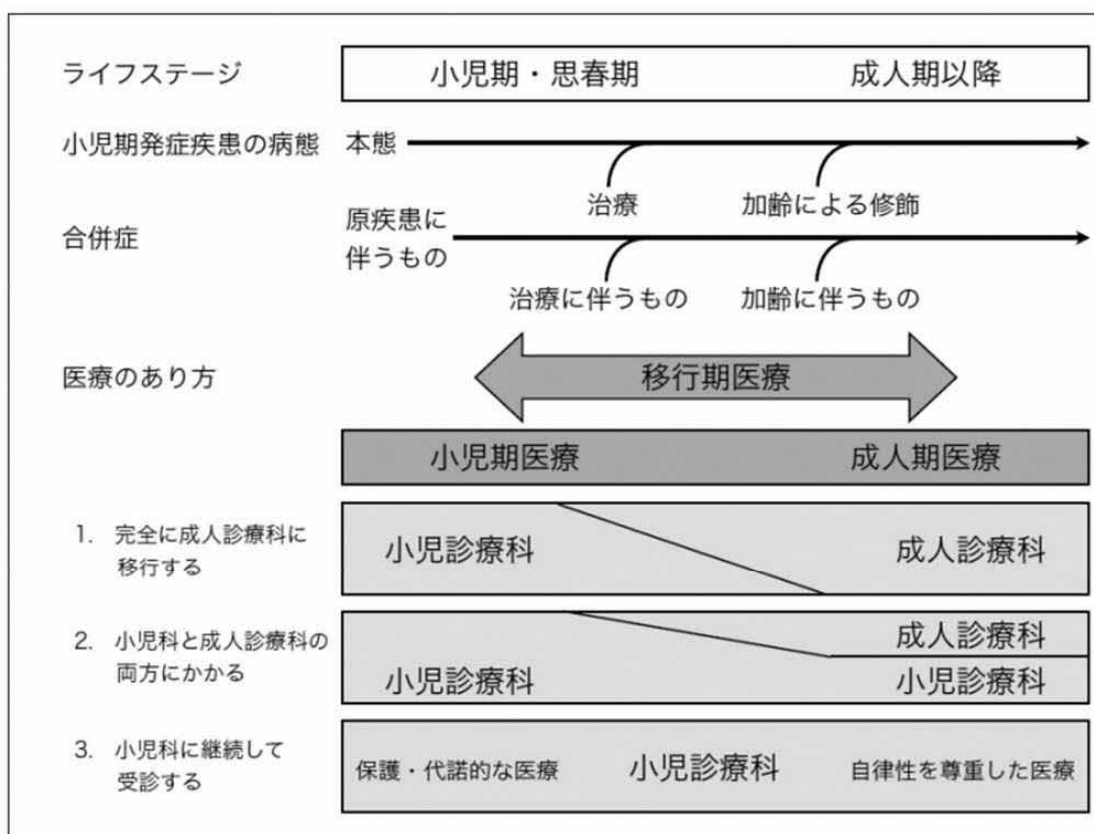
### 1 移行期医療とは

医療技術の進歩により、小児期発症の慢性疾患を有する患者さんの多くが、思春期・成人期を迎えるようになりました。

患者さんの年齢に見合った適切な医療を受けるために、小児期の医療から成人期の医療へと繋げていくことが求められていますが、成人期の医療への移行がふさわしい時期を迎えても、成人診療科の医療体制が整っていない、あるいは患者さんご本人の準備が整っていないために、円滑に移行できないことがあります。

そこで必要となるのが、小児期医療と成人期医療を繋ぐ「移行期医療」です。

(図) 移行期医療の概念図



出典：小児期発症疾患を有する患者の移行期医療に関する提言 日本小児科学会（2022年）

### 2 心身障がい児の移行の支援

地域で暮らしている障がいを持つお子さんの診療科については、障がいの状態の変化、身体的・精神的な成長に応じて、必要な医療の提供が可能な診療科への移行が適切であり、移行の時期についても、一律の基準で行うものではなく、小児期の診療科と成人期の診療科が連携し、患者さんの状況に合わせて対応し、また、地域で自分らしく暮らしていくためには、患者さんご自身の自立を支援していくことも重要と考えています。